(3)　G47Δ溶液又はG47Δ希釈溶液を廃棄する際には、ウイルス不活化(高圧蒸気滅菌処理又は70%イソプロパノール、70%から90%までのエタノール、0.2%次亜塩素酸ナトリウム、クロルヘキシジン及び0.05%から0.2%までのグルコン酸クロルヘキシジン又は0.1%から0.5%までのポビドンヨード、10%ポビドンヨード、0.11%から0.2%までのグルコンザルコニウムなどの消毒薬(以下「消毒薬」という。)処理による。以下同じ。)を行った後、東京大学医学部附属病院で定められた医療廃棄物管理規程(以下「医療廃棄物管理規程」という。)に従い廃棄する。

(4)　被験者に対するG47Δの投与は、環境中への拡散防止措置を適切に執った手術室(以下「手術室」という。)内において、被験者の腫瘍内にG47Δの入った緩衝液(以下「G47Δ液」という。)を経直腸超音波ガイド下に会陰部で経皮的に注入することにより行う。被験者の経直腸的に超音波を挿入し、超音波の画像をガイドにしながら、会陰部で経皮的に注入針を刺入し、用手的に遅い速度でG47Δ液を注入する。注入後は注入針をそのままの位置で数分間保持した後、遅い速度で抜去する。特に皮膚からの抜去は慎重に行い、G47Δ液の漏出及びエアロゾル化を防止する。

(5)　被験者へのG47Δの投与終了後、被験者の創部を消毒薬により消毒してガーゼで覆う。被験者を手術室から、環境中への拡散防止措置を適切に執った陽圧でない個室の病室(以下「個室」という。)に移送する。

(6)　上記(4)及び(5)で用いた注射器などの器具並びに布及びガーゼ類は、ウイルス不活化を行い、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。これらのウイルス不活化を個室以外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。術後の当該手術室は床を消毒薬で拭き清掃する。

(7)　投与後72時間まで、被験者を個室内で管理する。検査等の理由で被験者が一時的に手術室及び個室から開放系区域に出る場合には、採血や排泄等を最小限に留める。

(8)　個室における管理期間中の被験者の尿及び糞便等の排泄物は、ウイルス不活化を行い、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。また、研究用検体として使用する被験者の血液及び尿の取扱いは、G47Δ溶液及びG47Δ希釈溶液の取扱いに準じる。

(9)　個室における管理期間中、被験者に対して侵襲的に使用した器具等及び被験者の排泄物等に接触した器具等は、ウイルス不活化を行った後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄又は十分に洗浄する。

なお、これらのウイルス不活化を個室以外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。

(10)　個室における被験者の管理を解除する前に、被験者の血液及び尿中のG47Δが陰性であることを確認する。

なお、G47Δが確認されたときは、それが消失するまでの期間、個室における管理を継続する。

(11)　個室における被験者の管理を解除した後に、被験者の血液又は尿中からG47Δが検出された場合には、被験者を個室における管理下に移す必要性について検討する。

なお、必要と判断された場合は、上記(7)から(10)までと同様の措置を執る。

○農林水産省告示第二千百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市小泉一四一五の一、一四一六の一、一四八二の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字大倉午一二六の子、午一二七、午一二八の子、午一三一の子、午三八五から午三八九まで、字枇杷ノ子午三六九、字上ノ石平午四一六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市山谷字セキ山一三一六の一、一三二六の三、一三一七の一、一三一七の四、一三一八から一三四六まで、一三五四の一、一三五五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市栖吉町字中ノ橋四五五二、四五八八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)